

✿ 多胎妊娠の方へ ✿

妊婦健康診査助成券を追加で交付しています！

令和4年4月から多胎妊娠の方は、通常の妊婦健康診査14回を超えて受診した場合、上限5回まで追加で助成を受けられるようになりました。

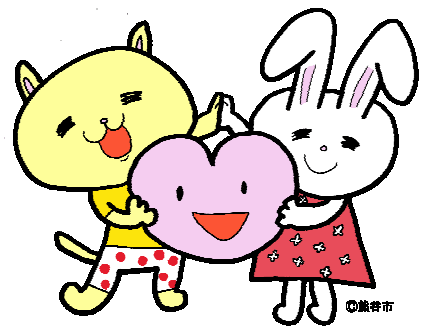
【対象となる方】

熊谷市に住民登録があり、妊婦健康診査を受診される多胎妊娠の方

【交付場所】

- ・くまっころーむ（市役所6階）
- ・くまっころーむ母子健（母子健康センター内）

※多胎と診断され、母子健康手帳の追加交付を申請された際に、追加分の助成券を交付します。



【助成金額・助成回数】

多胎妊娠の方1人につき、1回あたり上限額 5,000 円/5回まで
※5,000 円を超えた費用については、自己負担になります。

また、入院治療中の妊婦健康診査等は保険適用となるため対象外となります。
※追加交付された助成券は、全て償還払いとなります。

医療機関の窓口ではご使用いただけません。

【助成金の申請方法】

出産後1年以内に必要な書類を揃え、母子健康センターで申請します。

☆申請に必要な書類

- (1) 熊谷市妊産婦健康診査助成金申請書
- (2) 熊谷市妊産婦健康診査助成金交付請求書
- (3) 熊谷市多胎妊娠の方用妊婦健康診査助成券（追加交付）
- (4) 振込先口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカードのコピー）
- (5) 医療機関等が発行した領収書と明細書のコピー
- (6) 母子健康手帳の「表紙」と「妊娠中の経過」のページのコピー

申請される方は、申請書をお送り
しますので、事前にご連絡ください。

お問い合わせ先
熊谷市母子健康センター
TEL 048-525-2722